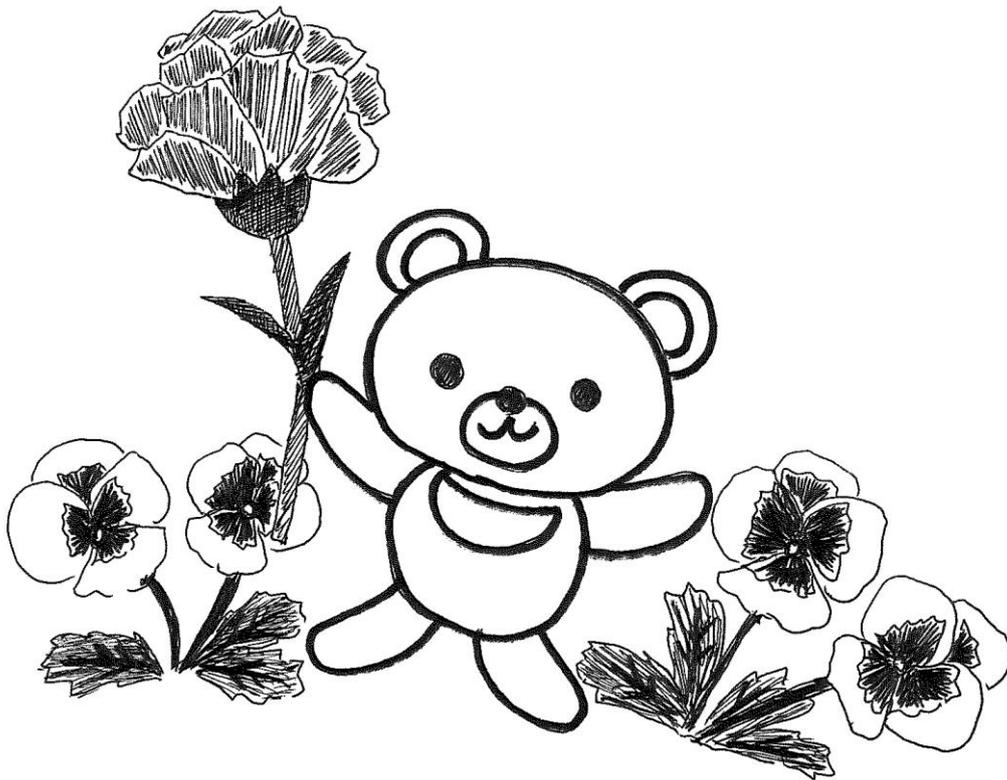


**春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
2018年度総会 議案書**



**日時 2018年5月20日 10時～
場所 春日部市民文化会館 中会議室(1)**

目次

総会次第

第1号議案	2017年度	活動報告
	2017年度	決算報告
第2号議案	2018年度	活動計画
	2018年度	予算案

添付資料1)	放課後児童クラブの充実を求める要望署名
添付資料2)	放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書（保育課宛）
添付資料3)	放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書（社協宛）
添付資料4)	「放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書」への回答（保育課）
添付資料5)	「放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書」への回答（社協）
添付資料6)	市長選立候補者への公開質問状と回答
添付資料7)	保育課、社協と連絡会事務局長との懇談内容
添付資料8)	春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 規約



総会次第

1. 開会の言葉
2. 代表あいさつ
3. 議長及び書記の選出
4. 議事

第1号議案	2017年度	活動報告
	2017年度	決算報告
第2号議案	2018年度	活動計画
	2018年度	予算案
5. 議長・書記の解任
6. 役員選出
7. その他討議次項
8. 閉会の言葉

2017年度 活動報告

1) はじめに

春日部市で全小学校における公設学童保育がスタートしてからちょうど20年、そして春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会（以下、連絡会）の発足から10年が経過しました。定期的な会議を実施しながら、クラブ間の情報交換の機会を作り、各父母会における問題の解決や、全体として行政に要望を届けるなどの活動を行ってきました。

この間、施設の改善や指導員の待遇改善、保育時間の延長など、保育にかかわる環境は少しずつではありますが改善されてきました。しかし、県の運営基準に明記されている設備が整っていなかったり、指導員の不足の問題や経験年数の少ない指導員が多数を占めるなど、まだまだ課題が多くあるのが実情です。特に近年は、過去の経緯や実施していた保育水準を知らない父母が多くなっていることを背景に、行政側の一方的な判断により指導員配置が少なくなるなど、保育内容の変更が行われている傾向が明らかになっており、継続的な活動の重要性が益々高まっているのを感じます。

以下、昨年度に掲げた活動重点項目に沿って、1年間の活動を振り返ります。

2) 2017年度、重点項目と成果

①保育環境改善のためのPR活動を実施し、市民による署名活動を行う

以下の4点を趣旨とし、署名活動を行いました。

- ・社会福祉協議会への指定を継続し、全児童クラブ一括した運営と指導員の雇用を確保する。
- ・児童25人に一人の指導員配置を復活させる。
- ・指導員の待遇を改善し、離職者を減らし、毎年の様な欠員状態から脱却する。
- ・大規模な児童クラブを一刻も早く改善し、条例通りの40名程度を実現する。

目標の4000筆には届きませんでした。2832筆の署名を集め、市に提出しました。

②連絡会の活動について、共通理解の浸透を図る

- ・連絡会ニュースを5回発行し、会の意義と活動の実態、内外の関連情報などを発信しました。
- ・代表者会議や学童まつりなどの機会を活用し、父母への趣旨説明と協力要請を行いました。

③会員相互の交流を図り、情報を共有する

- ・代表者会議を年3回実施し、クラブ間の情報交換と交流を行いました。
- ・署名集めに際しては、各クラブ父母会の協力を得て、多くの署名を集める事ができました。

3) 2017年度の活動実績

日程	全体会議等	事務局会議等	主な内容
2017年5月21日	総会		活動計画、予算、役員人事など
2017年6月29日		第1回 事務局会議	第1回代表者会議準備
2017年7月2日 (日)	第1回 代表者会議		学童まつりの会場確保について、 署名活動の趣旨説明と協力依頼、 情報交換
2017年8月3日		第2回 事務局会議	署名活動について 学童まつり準備
2017年9月4日		社協と打合せ	事務局長と保育課、社協打合せ (社協より提案) 掲示物不許可の理由について、他
2017年9月12日		第3回 事務局会議	第2回代表者会議準備、 学童まつり準備、署名活動について
2017年9月30日		第4階 事務局会議	市長選への対応、署名活動について、 第2回代表者会議準備、 学童まつり準備
2017年10月5日		事務局	南桜井クラブ前で署名集め
2017年10月27日		第5回 事務局会議	第2回代表者会議準備 学童まつり準備
2017年10月29日 (日)	第2回 代表者会議		掲示物不許可の経緯、 対市要望書検討、情報交換
2017年11月12日 (日)			学童まつり参加
2017年11月22日			対市要望書提出 (保育課と社協へメールにて)
2017年12月7日		第6回 事務局会議	第3回代表者会議準備 署名活動について
2018年1月14日 (土)	第3回 代表者会議		第2回運営連絡会議に向けて 署名活動の報告 情報交換
2018年1月19日			対市要望書回答 (保育課、社協よりメールにて)
2018年3月17日		第7回 事務局会議	署名活動総括 新年度に向けた準備
2018年5月1日		第8回 事務局会議	年度会計まとめ 総会準備
2018年5月6日		総会資料作成	
2018年5月		会計監査	
2018年5月20日 (日)	総会		活動報告、会計報告、役員人事

2017年度決算報告

(会計年度2017.4.1～2018.3.31)

[収入の部]

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
会 費	30,000	24,784	-5,216	協賛金
諸 収 入	20,000	30,000	10,000	特別会計より補填
繰 越 金	42,750	42,750	0	2016年度繰越金
合 計	92,750	97,534	4,784	

[支出の部]

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考	
会 議 費	総会費	0	0	0	講師代謝礼等
	会場費	4,000	5,100	1,100	会場使用料
	保育費	15,000	7,500	-7,500	保育謝礼
	その他	8,000	5,297	-2,703	茶菓、駐車場代
宣 伝 費	ホームページ利用料	5,832	5,832	0	
活 動 費	交通費・参加費	15,000	30,784	15,784	保育誌代、県連会費
事 務 費	事務・通信・印刷費	40,000	19,736	-20,264	印刷費、通信費、文具
予 備 費	その他	-14,547	0	14,547	
合 計		73,285	74,249	964	

収入合計 97,534 円 - 支出合計 74,249 円 = 23,285 円

※ 残金 23,285 円は次年度に繰り越します。

[特別会計]

収入) 2016年度繰越金	1,139,466	支出) 本会計補填	30,000
利息	10		0
	<u>1,139,476</u>		<u>30,000</u>

収入合計 1,139,476 円 - 支出合計 30,000 円 = 1,109,476 円

※ 残金 1,109,476 円は次年度に繰り越します。

以上のとおり会計報告をします。

会計委員 山岸あさ美

【会計監査報告】 上記のとおり相違ないことを報告します。
平成30年 5月 8日

会計監査

吹田 彩弥子
(豊野放課後児童クラブ)

2018年度活動計画（案）

1) 活動目的と重点項目

今年度も、「放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくこと」を目的として活動を行います。特に今年は指定先の公募が行われる事が決まっており、その結果が今後の春日部の学童保育を決定づける事になります。指導員の不足による過密状態は相変わらず常態化しており、「児童25人に一人の常勤指導員配置」という原則も反故にされたままです。保育環境の根本的な改善を促すため、今後も積極的なアピール活動を実施していく必要があると思います。指定先の更新が迫る中、従来通り社会福祉協議会が運営を継続し、全小学校に於いて継続的で同一レベルの保育が行われるよう、強く訴えていきたいと思ひます。

こうした状況を踏まえ、例年通りクラブ間の交流や情報交換も行いながら、皆さんの協力によって一層積極的な活動を行っていきたく思ひます。

①指定先選定に向けた働きかけ（市への訴え）

指定先の公募にあたり、昨年度提出した署名趣旨を公募条件に反映する様、要望する。

（全クラブ一括委託の前提、指導員配置基準の要求、指導員の待遇改善）

②連絡会の活動について、共通理解の浸透を図る

- ・連絡会ニュースを発行し、会の意義と活動の実態、内外の関連情報などを随時発信する。
- ・代表者会議や学童まつりなどの機会を活用し、父母への趣旨説明と協力要請を行う。

③会員相互の交流を図り、情報を共有する

- ・代表者会議を年3回実施し、クラブ間の情報交換と交流を促進する。
- ・必要に応じて、調査活動や要望書の作成、署名への協力要請などを行う。

2) 2018年度 会議日程

日程	全体会議等	事務局会議等	主な内容
2018年5月20日(日)	総会		活動計画、予算 指定先選考に対する要望書検討
2018年6月		第1回 事務局会議	第1回代表者会議準備
2018年6月24日(日)	第1回 代表者会議		情報交換 第1回運営連絡会議対応検討
2018年9月		第2回 事務局会議	第2回代表者会議準備
2018年10月13日(土)	第2回 代表者会議		対市要望書検討
2018年11月12日(日)			春日部学童まつり
2018年11月			対市要望書提出
2018年12月		第3回 事務局会議	要望回答検証 運営連絡会議対応検討
2019年1月		第4回 事務局会議	第3回代表者会議準備
2019年1月20日(日)	第3回 代表者会議		新年度に向けて 第2回運営連絡会議に向けて
2019年3月		第5回 事務局会議	総会準備
2019年4月		第6回 事務局会議	総会準備
2019年5月		総会資料作成	
2019年5月20日(日)	総会		活動報告、会計報告

※会議日程は、各クラブでの年間計画を立て易くするために、現時点で予想される日程を記入していますが、実際の状況・都合によって変更になる場合があります。

※事務局会議は、必要に応じて適宜開催します。表に記された日程はおおよその目安です。

2018年度予算(案)

(会計年度2018.4.1～2019.3.31)

[収入の部]

項目	前年実績	予算額	比較増減	備考
会費	24,784	30,000	5,216	
諸収入	30,000	50,000	20,000	特別会計より補填
繰越金	42,750	23,285	19,465	2015年度繰越金
合計	97,534	103,285	5,751	

[支出の部]

項目	前年実績	予算額	比較増減	備考	
会議費	総会費	0	0	0	
	会場費	5,100	5,000	-100	会場使用料
	保育費	7,500	9,000	1,500	保育謝礼
	その他	5,297	6,000	703	茶菓、他
宣伝費	ホームページ利用料	5,832	5,832	0	
活動費	交通費・参加費	30,784	20,000	-10,784	保育誌、会費、研修会
事務費	事務・通信・印刷費	19,736	50,000	30,264	印刷通信費、プリンタ
予備費	その他	0	7,453	7,453	
合計	74,249	103,285	29,036		

添付資料 1) 放課後児童クラブの充実を求める署名

春日部市長 様

放課後児童クラブの充実を求める要望署名

平成29年 11 月

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡
代表 玉館 麻美(備後放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、春日部市放課後児童クラブの管理運営については、平成10年の公設化以来、旧福祉公社から社会福祉協議会へと引き継がれ、市内一律レベルでの保育が継続されてきました。社会福祉協議会への指定期間は平成30年度で終了するため、新たな指定先の選定が行われる事と存じます。我々保護者は、子どもたちの安全で安心な放課後生活を守るため、引き続き社会福祉協議会への指定が継続されることを切に願っております。

また、最近の景気状況などの影響もあり、ここ数年は慢性的な指導員の不足が問題となっており、欠員により指導員の負担が大きくなり、子どもたちの心理的な影響が懸念される状況も見受けられます。

こうした諸問題を解決し、子どもたちの生活する環境を改善するため、下記の4項目を特に要望いたします。これらを実現するため、予算の増額を含めた抜本的な改善をお願いいたし、賛同者の署名を添えて要望いたします。

社会福祉協議会への指定を継続し、全児童クラブ一括運営と指導員の雇用継続を実施してください。

平成31年4月以降の指定先について、平成30年度中に選考が行われる事と存じます。この際、市内全クラブの一括指定が行われなければ、クラブ毎の保育水準がまちまちとなり、不公平な状態となります。また、民間企業などへの指定が行われれば、現状よりもよほど高額な委託費用を提示しない限り、コストダウンおよび利益確保のため、指導員の削減や待遇の低下が避けられず、保育レベルの低下に直結します。

指定先更新にあたっては、社会福祉協議会への一括委託を継続する様、お願いします。

平成10年の公設開始時と同様に、児童25人に一人の常勤指導員を配置してください。

春日部市の放課後児童クラブでは、公設スタート時の平成10年以降、概ね児童25名に対し1人の常勤指導員の配置が行われてきました。ところが、今年度は60名を超える児童クラブに於いても2名の常勤指導員で運営されており、多いところでは70名近くの児童を指導員2人で保育しているケースがあります。指導員の負担増は現場の混乱を招き、子どもたちの精神的な安定をも脅かす事態に至ります。

以前と同様に、児童25名に対し常勤指導員1名配置の原則を守ってください。

離職者を減らし、毎年の様な欠員状態から脱却するため、指導員の待遇を改善してください。

ここ数年、毎年20名以上の常勤指導員が退職しています。指導員数70数名の職場においてこの数値は、一般的な職場と比較して極端に多いものです。一方、新規採用に対する応募者が少なく、今年度4月1日時点で欠員6名など、指導員確保が困難な状況も続いています。給与面や働き易さ、やりがいの面において指導員の労働条件を改善し、意欲ある指導員が長く就労できる様、改善をお願いいたします。

大規模な児童クラブを一刻も早く改善し、条例の規定通り児童40名程度の規模を実現してください。

国のガイドラインや市の条例では、「概ね40名程度の規模が望ましい」と謳われています。にもかかわらず、市内児童クラブの多くが70名を定員としており、大規模化が改善されていません。条例の記述通り、適正規模への改善を一刻も早く実施してください。

署名趣旨

春日部市の放課後児童クラブの運営を充実させるため、以下要望します。

- ・ 社会福祉協議会への指定を継続し、全児童クラブ一括運営と指導員の雇用継続を実施してください。
- ・ 平成10年の公設開始時と同様に、児童25人に一人の常勤指導員を配置してください。
- ・ 離職者を減らし、毎年の様な欠員状態から脱却するため、指導員の待遇を改善してください。
- ・ 大規模な児童クラブを一刻も早く改善し、条例の規定通り児童40名程度の規模を実現してください。

(以下、署名欄)

氏名	住所
	春日部市

添付資料 2) 対市要望書(保育課向け)

春日部市長
石川 良三様

放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書

2017年11月

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
代表 玉館麻美 (備後放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、活動しております。

H27年度から、国の「子ども・子育て支援新システム」スタートと同時に春日部市も「放課後児童クラブ条例」の改正並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、新たな段階に進み始めました。条例改正により全学年が入室対象となり、施設も増設されて待機児童の問題は解消されつつありますが、一方で適正とされる40人を大幅に超える大規模クラブの実態や、指導員の欠員など、保育の現場に支障をきたす諸問題が解決されていません。特に指導員の配置状況については、H10年に公設になって以降守られてきた「児童25名に対し正規指導員1名の配置」が完全に崩れてしまっており、指導員の負担が増加すると共に、子どもたち一人一人へのきめ細やかな対応が難しくなっている現状があります。

この様な問題を一刻も早く解決し、子ども達の放課後の生活環境が少しでも改善される様、父母としての願いを要望にまとめました。これらの実現のため、予算措置を含めた格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

<要望>

1. 運営に関する要望

1) 児童数25名に対して正規指導員を1人配置する原則を復活させてください。

1998年の公設化以来、春日部市の放課後児童クラブでは「概ね児童25名に対して正規指導員1人を配置する」原則を守ってきました。ところが、ここ数年においてこの原則が一方的に無視され、60名を超える児童を2人の指導員で保育するクラブが出てきました。(添付資料参照) この事について社協は、「パートも含めて適正に配置している」と言っておまかしていますが、あくまでも正規指導員の配置数の原則であり、この事は、ベテラン指導員や過去に子どもを預けていた父母にとっては当然の、厳然たる事実です。条例では、「設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と規定しています。過去に比較して指導員の配置が少なくなっている現状は、明らかに条例に反します。60名を超えるクラブに2人しか配置しない現状では、子どもたちにとって安全で快適な生活空間を保証できません。

この様な無理のある指導員配置が、指導員の負担を増やし、年間20名を超える離職者を出すなどの悪循環に繋がっています。特に今年度の指導員の欠員状態は目に余るものがあります。今後複数の指導員が一度に離職するなどして運営自体が立ち行かなかった場合に、行政はどう責任を取るのでしょうか。

2) 条例の規定通り、定員が40名を大幅に超える大規模クラブを一刻も早く適正規模に分割してください。

条例で規定されているにもかかわらず、大規模が解消されていない現状を改善し、子どもたちの安全で安心できる環境を整えてください。

3) 平成31年度からの指定先の選定にあたり、1-1) で要望した指導員の十分な配置を確保するため、委託費の増額をお願いします。

4) 指定先の選定にあたっては、保育の継続性と指導員の継続雇用を重視し、引き続き社会福祉協議会への指定を継続してください。

実績のある民間企業への指定も選択肢として想定されている事と思いますが、そうした企業が利益を上げられる状況にするためには、委託費を大幅に増額しなければなりません。そうでなければ、委託先企業は人件費を削減して利益を確保する他なく、コストダウンによる保育の質の低下が避けられません。保育経験と実績のある現状の指導員が全て雇用される形での指定は、社会福祉協議会への継続以外にありません。

2. 施設改善、その他について

1) 「市が必要と認める設備」を、県の運営基準に準拠させてください。

各児童クラブにおける設備の状況は年々改善してきていますが、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）について、依然として設置がされていない、あるいは不足しているクラブが存在します。「市が必要と認める設備」の認識が、県の運営基準と合致していない事が明白です。運営基準に明記されている設備については、市の責任において必要量を確保してください。

2) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどのようなものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけでは無く、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。

以上

(添付資料)

放課後児童クラブ在籍児童数、指導員配属数
(平成26年4月1日現在)

クラブ名		児童数		2クラブ 合計	指導員 配属	児童数 /指導員
		定員	在籍			
粕壁放課後児童クラブ	1	45	43		2	22
	2	55	52	95	3	17
内牧放課後児童クラブ		60	60	60	3	20
豊春放課後児童クラブ	1	55	56		3	19
	2	35	33	89	2	17
武里放課後児童クラブ		70	56	56	3	19
幸松放課後児童クラブ	1	45	41		2	21
	2	40	36	77	2	18
豊野放課後児童クラブ		70	54	54	3	18
備後放課後児童クラブ		60	40	40	3	13
八木崎放課後児童クラブ	1	60	63		3	21
	2	30	29	92	2	15
牛島放課後児童クラブ		70	61	61	3	20
緑放課後児童クラブ		70	65	65	3	22
上沖放課後児童クラブ	1	70	48		2	24
	2	70	49	97	2	25
正善放課後児童クラブ		70	74	74	3	25
立野放課後児童クラブ	1	45	51		3	17
	2	35	39	90	2	20
宮川放課後児童クラブ		50	46	46	3	15
藤塚放課後児童クラブ		70	44	44	2	22
小淵放課後児童クラブ		70	53	53	3	18
武里南放課後児童クラブ		70	68	68	3	23
武里西放課後児童クラブ	1	35	36		2	18
	2	55	60	96	3	20
南桜井放課後児童クラブ		50	53	53	2	27
川辺放課後児童クラブ	1	35	38		2	19
	2	40	42	80	2	21
桜川放課後児童クラブ	1	50	34		2	17
	2	50	38	72	2	19
中野放課後児童クラブ		50	48	48	2	24
合計		1680	1510	1510	77	20

指導員1人当り児童数が25名を
超えるクラブ

放課後児童クラブ在籍児童数&指導員配属数
(平成29年7月1日現在)

クラブ名		児童数	指導員 配属	児童数 /指導員
粕壁放課後児童クラブ	1	50	2	25
	2	57	1	57
内牧放課後児童クラブ	1	36	2	18
	2	28	1	28
豊春放課後児童クラブ	1	55	2	28
	2	37	2	19
武里放課後児童クラブ		72	3	24
幸松放課後児童クラブ	1	44	2	22
	2	38	2	19
豊野放課後児童クラブ		69	2	35
備後放課後児童クラブ		40	2	20
八木崎放課後児童クラブ	1	43	2	22
	2	26	1	26
	3	36	2	18
牛島放課後児童クラブ	1	43	1	43
	2	41	2	21
緑放課後児童クラブ		55	2	28
上沖放課後児童クラブ	1	63	2	32
	2	66	2	33
正善放課後児童クラブ		34	2	17
		36	2	18
立野放課後児童クラブ	1	40	2	20
	2	25	1	25
	3	25	1	25
宮川放課後児童クラブ		39	1	39
藤塚放課後児童クラブ		63	2	32
小淵放課後児童クラブ		47	2	24
武里南放課後児童クラブ	1	44	2	22
	2	41	1	41
武里西放課後児童クラブ	1	35	2	18
	2	55	2	28
南桜井放課後児童クラブ	1	45	2	23
	2	39	2	20
川辺放課後児童クラブ	1	41	2	21
	2	46	1	46
	3	42	2	21
桜川放課後児童クラブ	1	57	2	29
	2	55	2	28
中野放課後児童クラブ		37	2	19
合計		1745	70	25

指導員1名に対し
児童26名以上のクラブ

添付資料 3) 対市要望書(社協向け)

春日部市社会福祉協議会
事務局長
隅田 松千代様

放課後児童クラブの運営に関する要望書

2017年11月
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
代表 玉舘麻美 (備後放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、活動しております。

H27年度から、国の「子ども・子育て支援新システム」スタートと同時に春日部市も「放課後児童クラブ条例」の改正並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、新たな段階に進み始めました。条例改正により全学年が入室対象となり、施設も増設されて待機児童の問題は解消されつつありますが、一方で適正とされる40人を大幅に超える大規模クラブの実態や、指導員の欠員など、保育の現場に支障をきたす諸問題が解決されていません。特に指導員の配置状況については、H10年に公設になって以降守られてきた「児童25名に対し正規指導員1名の配置」が完全に崩れてしまっており、指導員の負担が増加すると共に、子どもたち一人一人へのきめ細やかな対応が難しくなっている現状があります。

このような問題を一刻も早く解決し、子ども達の放課後の生活環境が少しでも改善される様、父母としての願いを要望にまとめました。これらの実現のため、予算措置を含めた格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

<要望>

1. 運営に関する要望

1) 児童数25名に対して正規指導員を1人配置する原則を復活させてください。

1998年の公設化以来、春日部市の放課後児童クラブでは「概ね児童25名に対して正規指導員1人を配置する」原則を守ってきました。ところが、ここ数年においてこの原則が一方的に無視され、60名を超える児童を2人の指導員で保育するクラブが出てきました。(添付資料参照) この事について社協は、「パートも含めて適正に配置している」と言っていますが、あくまでも正規指導員の配置数の原則であり、この事は、ベテラン指導員や過去に子どもを預けていた父母にとっては当然の、厳然たる事実です。条例では、「設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と規定しています。過去に比較して指導員の配置が少なくなっている現状は、明らかに条例に反します。60名を超えるクラブに2人しか配置しない現状では、子どもたちにとって安全で快適な生活空間を保証できません。

このような無理のある指導員配置が、指導員の負担を増やし、年間20名を超える離職者を出すなどの悪循環に繋がっています。特に今年度の指導員の欠員状態は目に余るものがあります。今後複数の指導員が一度に離職するなどして運営自体が立ち行かなかった場合に、行政はどう責任を取るのでしょうか。

2) 保護者の要望に柔軟に対応し、必要に応じて土曜日の合同保育を行ってください。

指導員の欠員が相次ぐ中で、極少数の登室に対応して正規指導員が1名で勤務するケースが増えています。休暇も取れず、非効率な土曜日の保育による指導員の負担を減らすためにも、可能な場合は合同保育を行う様、柔軟な対応をお願いします。

3) 指導員と現場に対する管理職員の知識と理解の向上を図って下さい。

社協の管理職員による、指導員や保育に対する無理解としか思えない言動が有り余ります。

(指導員の負担を減らすために)「研修を減らす事を検討している」「指導員会はやめたらどうか」

「行事を減らせ」など。研修の充実は保育の質に直結する重要な課題です。その研修を計画し実施しているのは指導員会です。指導員会が無ければ、新人指導員は誰に実践的な相談をしたらよいのでしょうか？ また、行事は子供たちの生活に変化と潤いを与えると共に、年齢的な縦のつながりを育みながら成長できる機会でもあります。行事を行わないという事は、子どもたちを毎日保育室に押し留め、単調な毎日を送らせるという事でしょうか？ 真に質の高い保育を私たちは望んでいます。

また、エアコンの調子が悪いという指導員からの訴えに対して「毎週フィルターを掃除しろ」などの非現実的な指示が出るなど、現場に対する理解が欠乏しているとしか思えません。

4) 連絡会ニュースの掲示を許可してください。

連絡会ニュースは、1つのクラブ内だけでは知り得ない様々な情報を、全ての父母に伝える役割を担っています。事実と反する内容で無い限り、掲示をしてはいけない理由がありません。

国の運営指針第3章4には、「保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。」「保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。」との記述があります。保護者の自主的な活動に対して「協力し、支援する」姿勢を見せて下さい。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

指導員の欠員状態を一刻も早く脱し、長期にわたって安心して職務に従事できる様、初任給の改善と、昇給期間の延長をお願いします。

2) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての参加を認めてください。

3. その他について

1) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどういうものなのか、説明もなく資料も無

いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけでは無く、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。

2) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。
- ②指導員も（制限なく）自由に参加し、単なる書記としての参加ではなく、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べることができる会議にしてください。
- ③父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

以上

(添付資料)

放課後児童クラブ在籍児童数、指導員配属数
(平成26年4月1日現在)

クラブ名		児童数		2クラブ 合計	指導員 配属	児童数 /指導員
		定員	在籍			
粕壁放課後児童クラブ	1	45	43		2	22
	2	55	52	95	3	17
内牧放課後児童クラブ		60	60	60	3	20
豊春放課後児童クラブ	1	55	56		3	19
	2	35	33	89	2	17
武里放課後児童クラブ		70	56	56	3	19
幸松放課後児童クラブ	1	45	41		2	21
	2	40	36	77	2	18
豊野放課後児童クラブ		70	54	54	3	18
備後放課後児童クラブ		60	40	40	3	13
八木崎放課後児童クラブ	1	60	63		3	21
	2	30	29	92	2	15
牛島放課後児童クラブ		70	61	61	3	20
緑放課後児童クラブ		70	65	65	3	22
上沖放課後児童クラブ	1	70	48		2	24
	2	70	49	97	2	25
正善放課後児童クラブ		70	74	74	3	25
立野放課後児童クラブ	1	45	51		3	17
	2	35	39	90	2	20
宮川放課後児童クラブ		50	46	46	3	15
藤塚放課後児童クラブ		70	44	44	2	22
小淵放課後児童クラブ		70	53	53	3	18
武里南放課後児童クラブ		70	68	68	3	23
武里西放課後児童クラブ	1	35	36		2	18
	2	55	60	96	3	20
南桜井放課後児童クラブ		50	53	53	2	27
川辺放課後児童クラブ	1	35	38		2	19
	2	40	42	80	2	21
桜川放課後児童クラブ	1	50	34		2	17
	2	50	38	72	2	19
中野放課後児童クラブ		50	48	48	2	24
合計		1680	1510	1510	77	20

指導員1人当り児童数が25名を超えるクラブ

放課後児童クラブ在籍児童数&指導員配属数
(平成29年7月1日現在)

クラブ名		児童数	指導員 配属	児童数 /指導員
粕壁放課後児童クラブ	1	50	2	25
	2	57	1	57
内牧放課後児童クラブ	1	36	2	18
	2	28	1	28
豊春放課後児童クラブ	1	55	2	28
	2	37	2	19
武里放課後児童クラブ		72	3	24
幸松放課後児童クラブ	1	44	2	22
豊野放課後児童クラブ	2	38	2	19
		69	2	35
備後放課後児童クラブ		40	2	20
八木崎放課後児童クラブ	1	43	2	22
	2	26	1	26
	3	36	2	18
牛島放課後児童クラブ	1	43	1	43
	2	41	2	21
緑放課後児童クラブ		55	2	28
上沖放課後児童クラブ	1	63	2	32
	2	66	2	33
正善放課後児童クラブ		34	2	17
		36	2	18
立野放課後児童クラブ	1	40	2	20
	2	25	1	25
	3	25	1	25
宮川放課後児童クラブ		39	1	39
藤塚放課後児童クラブ		63	2	32
小淵放課後児童クラブ		47	2	24
武里南放課後児童クラブ	1	44	2	22
	2	41	1	41
武里西放課後児童クラブ	1	35	2	18
	2	55	2	28
南桜井放課後児童クラブ	1	45	2	23
	2	39	2	20
川辺放課後児童クラブ	1	41	2	21
	2	46	1	46
	3	42	2	21
桜川放課後児童クラブ	1	57	2	29
	2	55	2	28
中野放課後児童クラブ		37	2	19
合計		1745	70	25

指導員1名に対し児童26名以上のクラブ

添付資料 4) 対市要望書回答(保育課)

放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書について (回答)

<要望>

1. 運営に関する要望

1) 児童数25名に対して正規指導員を1人配置する原則を復活させてください。

1998年の公設化以来、春日部市の放課後児童クラブでは「概ね児童25名に対して正規指導員1人を配置する」原則を守ってきました。ところが、ここ数年においてこの原則が一方向的に無視され、60名を超える児童を2人の指導員で保育するクラブが出てきました。(添付資料参照) この事について社協は、「パートも含めて適正に配置している」と言っておまかしていますが、あくまでも正規指導員の配置数の原則であり、この事は、ベテラン指導員や過去に子どもを預けていた父母にとっては当たり前の、厳然たる事実です。条例では、「設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と規定しています。過去に比較して指導員の配置が少なくなっている現状は、明らかに条例に反します。60名を超えるクラブに2人しか配置しない現状では、子どもたちにとって安全で快適な生活空間を保証できません。

このような無理のある指導員配置が、指導員の負担を増やし、年間20名を超える離職者を出すなどの悪循環に繋がっています。特に今年度の指導員の欠員状態は目に余るものがあります。今後複数の指導員が一度に離職するなどして運営自体が立ち行かなかった場合に、行政はどう責任を取るのでしょうか。

【回答】

放課後児童クラブの指導員の配置については、指定管理者との基本協定において、入室児童数の概ね25人に対して指導員1人を基準とし、1クラブあたり常勤指導員を2人以上配置することを原則としていますが、施設の運営に支障をきたさないために、臨時指導員の配置も可能としています。

このようなことから、指導員配置数は、臨時指導員を含めることで25人に1人の指導員配置の条件を満たしており、保育の質を落とすことなく運営を行っているところです。

2) 条例の規定通り、定員が40名を大幅に超える大規模クラブを一刻も早く適正規模に分割してください。

条例で規定されているにもかかわらず、大規模が解消されていない現状を改善し、子どもたちの安全で安心できる環境を整えてください。

【回答】

本市ではこれまでも、施設の増設整備等を行い、大規模クラブの解消に努めてまいりま

した。また、増設整備ができない独立専用施設については、物理的に可能な施設については、間仕切り等を設置した分割をしてきております。空き教室施設等を使用しているクラブにおいても、入室児童数に応じた分割をしてきたところです。

今後も、入室児童数の推移などを勘案し、適切な対応を図ることで子どもたちが育つ場の整備充実に努めてまいります。

3) 平成31年度からの指定先の選定にあたり、1-1) で要望した指導員の十分な配置を確保するため、委託費の増額をお願いします。

【回答】

指定管理委託料は、市の算出基準に基づき、算定します。

4) 指定先の選定にあたっては、保育の継続性と指導員の継続雇用を重視し、引き続き社会福祉協議会への指定を継続してください。

実績のある民間企業への指定も選択肢として想定されている事と思いますが、そうした企業が利益を上げられる状況にするためには、委託費を大幅に増額しなければなりません。そうでなければ、委託先企業は人件費を削減して利益を確保する他なく、コストダウンによる保育の質の低下が避けられません。保育経験と実績のある現状の指導員が全て雇用される形での指定は、社会福祉協議会への継続以外にありません。

【回答】

本市では、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る」ことを目的として、指定管理者制度を導入しています。

指定管理者の選定については、指定管理指針により公募を基本とすることになっております。

選定にあつたては、入室児童の安全・安心を最優先に本市の実情を踏まえたクラブ運営ができる事業者の選定に努めてまいります。

2. 施設改善、その他について

1) 「市が必要と認める設備」を、県の運営基準に準拠させてください。

各児童クラブにおける設備の状況は年々改善してきていますが、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）について、依然として設置がされていない、あるいは不足しているクラブが存在します。「市が必要と認める設備」の認識が、県の運営基準と合致していない事が明白です。運営基準に明記されている設備については、市の責任において必要

量を確保してください。

【回答】

備品については、「放課後児童クラブ備品等設置基準」に従い設置をしているところです。

しかしながら、学校施設の一部を使用しているクラブについては、設置に対して制限がかかることもあり、学校や教育委員会との調整が必要となります。

2) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどのようなものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけでは無く、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。 以上

【回答】

「春日部市放課後児童クラブ条例」並びに「春日部市放課後健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例」については、以前からホームページでの閲覧についてお願いしておりましたが、平成29年度から各クラブへ紙媒体で配布してあります。

設備基準については、今後、各クラブへ配布いたします。

※今回、添付されている平成29年7月現在の児童数と指導員配置数については、市で把握している数字と異なるところがありましたので訂正をしております。ご確認ください。

添付資料 5) 対市要望書回答(社協)

放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書について (回答)

1. 運営に関する要望

1) 児童数25名に対して正規指導員を1人配置する原則を復活させてください。

1998年の公設化以来、春日部市の放課後児童クラブでは「概ね児童25名に対して正規指導員1人を配置する」原則を守ってきました。ところが、ここ数年においてこの原則が一方向的に無視され、60名を超える児童を2人の指導員で保育するクラブが出てきました。(添付資料参照) この事について社協は、「パートも含めて適正に配置している」と言っていますが、あくまでも正規指導員の配置数の原則であり、この事は、ベテラン指導員や過去に子どもを預けていた父母にとっては当たり前の、厳然たる事実です。条例では、「設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と規定しています。過去に比較して指導員の配置が少なくなっている現状は、明らかに条例に反します。60名を超えるクラブに2人しか配置しない現状では、子どもたちにとって安全で快適な生活空間を保証できません。

この様な無理のある指導員配置が、指導員の負担を増やし、年間20名を超える離職者を出すなどの悪循環に繋がっています。特に今年度の指導員の欠員状態は目に余るものがあります。今後複数の指導員が一度に離職するなどして運営自体が立ち行かなかった場合に、行政はどう責任を取るのでしょうか。

【回答】

指定管理元である春日部市より回答いたします。

2) 保護者の要望に柔軟に対応し、必要に応じて土曜日の合同保育を行ってください。

指導員の欠員が相次ぐ中で、極少人数の登室に対応して正規指導員が1名で勤務するケースが増えています。休暇も取れず、非効率な土曜日の保育による指導員の負担を減らすためにも、可能な場合は合同保育を行う様、柔軟な対応をお願いします。

【回答】

合同保育につきましては、指定管理元との協議により、平成26年1月からは特別な事情が生じた場合を除き、原則として自クラブでの保育が基本としてまいりました。その後の協議においても、学区外のクラブへの送迎時や入室許可クラブ以外での事故等、管理責任の問題から、合同保育の実施は困難との判断をいただいております。しかしながら、他クラブとの交流を希望する声も多くあるため、お盆期間については保護者の同意のもと、クラブ間交流事業を実施している状況になっております。

3) 指導員と現場に対する管理職員の知識と理解の向上を図って下さい。

社協の管理職員による、指導員や保育に対する無理解としか思えない言動が有り余ります。

(指導員の負担を減らすために)「研修を減らす事を検討している」「指導員会はやめたらどうか」

「行事を減らせ」など。研修の充実が保育の質に直結する重要な課題です。その研修を計画し実施しているのは指導員会です。指導員会が無ければ、新人指導員は誰に実践的な相談をしたらよいのでしょうか? また、行事は子供たちの生活に変化と潤いを与えると共に、年齢的な縦のつながりを育みながら成長できる機会でもあります。行事を行わないという事は、子どもたちを毎日保育室に押し留め、単調な毎日を送らせるという事でしょうか? 真に質の高い保育を私たちは望んでいます。

また、エアコンの調子が悪いという指導員からの訴えに対して「毎週フィルターを掃除しろ」などの非現実的な指示が出るなど、現場に対する理解が欠乏しているとしか思えません。

【回答】

児童クラブの円滑な運営が図れるよう、職員一同努めてまいります。

4) 連絡会ニュースの掲示を許可してください。

連絡会ニュースは、1つのクラブ内だけでは知り得ない様々な情報を、全ての父母に伝える役割を担っています。事実と反する内容で無い限り、掲示をしてはいけない理由がありません。

国の運営指針第3章4には、「保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。」「保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。」との記述があります。保護者の自主的な活動に対して「協力し、支援する」姿勢を見せて下さい。

【回答】

放課後児童クラブは公設の施設ですので、すべての掲示物は市担当課の許可が必要となります。そのため許可をいただいた掲示物に関しては各クラブで掲示いたします。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

指導員の欠員状態を一刻も早く脱し、長期にわたって安心して職務に従事できる様、初任給の改善と、昇給期間の延長をお願いします。

【回答】

労使協定に基づき対応しております。

2) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての参加を認めてください。

【回答】

毎年研修内容等を精査し、計画的に実施しております。

3. その他について

1) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどういうものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけでは無く、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。

【回答】

指定管理元である春日部市より回答いたします。

2) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保

護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。

【回答】

「放課後児童クラブ案内」また当社会福祉協議会広報誌「あしすと」また弊社ホームページ等によりご案内しております。

②指導員も（制限なく）自由に参加し、単なる書記としての参加ではなく、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べることができる会議にしてください。

【回答】

放課後児童クラブ運営連絡会は、当事者である放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブ設置者である市及び指定管理者である社会福祉協議会が、児童の各クラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としております。よって、社会福祉協議会に帰属する指導員を制限なく自由に参加させることに妥当性は得られません。なお、各クラブにおいて保護者の皆様と指導員の意見交換は、日々の送迎時や保護者会等で行っております。

③父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

放課後児童クラブ運営連絡会については、当事者である現在放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブの設置者である市及び指定管理者である社会福祉協議会が、児童のクラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としておりますので、父母会連絡会の事務局メンバーの参加はご遠慮いただいております。

添付資料 6) 市長選立候補者への公開質問状と回答

平成29年 春日部市長選挙候補者への 放課後児童クラブに関する公開質問状と回答

質問1. 近年、市内の放課後児童クラブを視察されたことはありますか？

<回答>

石川良三候補

◆毎年行っている学童まつりへ参加をさせていただいています。

※各放課後児童クラブの様子については、随時、担当から報告を受けています。

※平成27年度以降、放課後児童クラブへの視察はありませんが、年間を通じて市内各学校における行事にはできる限り参加させていただいています。

いわや一弘候補

あります。

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対しての安全に生活できる場所であり、豊かに育つための大変重要な場所であると認識しています。

質問2. 子どもたちの日常生活を安全で豊かなものにするために欠かせない「適正規模」の問題を、今後どう改善していくのか、お考えをお聞かせください。

平成27年に施行された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第11条4項において、この事業の適正規模（児童数）は「おおむね40人以下」と定められています。国のガイドラインにおいても同様に、40人以下を規定しています。にもかかわらず、春日部市条例では附則に期限の無い経過措置を追記し、この適正規模が実現されておらず、70名のクラブが多数あります。

<回答>

石川良三候補

◆（条例附則を追記したのが平成26年9月。その後、）平成27年度以降、8クラブを新たに設置するとともに、定員数206人を増員することで、大規模クラブ解消に取り組んでまいりました。

◆このことにより、平成27年度以降、通年での大規模クラブは各年度1クラブとなっています。

◆今後も、大規模クラブの解消に向けて、取り組んでまいります。

○70人を超える大規模クラブは

平成27年度 牛島

平成28年度 上沖2

平成29年度 武里

いわや一弘候補

現状の認識として直近では、平成29年度の待機児童はなく、平成29年度は10月1日現在で定員1886人のところ1610人の入室数となっています。

入室児童数が多い放課後児童クラブに関しては、関係する学校等の協力を得て、保育スペースの確保をすることで、希望している方の全員の受け入れがなされていると認識しています。しかし今後も適正規模に関して、現場の声や保護者をはじめとして利用する方の声に耳を傾けながらより良い環境を作るべく取り組んでいくべきと考えます。

質問3. 指導員の待遇改善についてのお考えをお聞かせください。

直近の3年間、毎年年間20名以上の正規指導員が離職しています。新規募集は随時行われていますが応募が少なく、平成29年4月は6名の欠員状態で新年度を迎えました。9月末時点では更なる離職者があり、9名の欠員状態です。これでは子どもたちの豊かな放課後生活が確保できません。慢性的な人手不足を解消するためには、指導員の給与面での待遇改善と、働き易さ、働き甲斐を含めた労働環境の改善が急務と考えます。連絡会からの要望に対して指定先の責任者からは「指導員の負担低減のために研修や行事（子供たちの季節の行事など）を減らす事も検討している」との発言がありましたが、研修や行事を減らす事は保育レベルそのものを低下させる事であり、親としては容認する事は出来ません。予算の増額を含めた抜本的な対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

<回答>

石川良三候補

- ◆保護者の皆さま方が安心して子どもたちをあずけられ、子どもたちを安全に保育し健全な育成が図られる環境を整える事が必要だと考えています。
- ◆そのために必要な指導員の資質向上についても、環境整備に努めてまいります。
- ◆指導員の処遇については、指定管理者と協議を重ね、合意形成を図った上で実施しています。
- ◆放課後児童クラブの保育時間延長を予定していることから、今後、指導員の指導員の処遇なども含め、より充実した放課後児童クラブの運営、環境整備に努めてまいります。

いわや一弘候補

現状では、春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定に沿って、児童数に応じた、臨時職員等の対応により、適正に管理されていると認識しています。

指導員の離職に関しては、離職理由は様々であると考えますが、市議会における答弁において、一身上の都合や健康面、家族の介護などが主な理由となっています。

給与面での待遇については、指定管理者と協議や合意のうえで委託料が積算され指定管理委託料の中で入室児童数の実情を踏まえて適正に実施されています。また、指導員を採用するに当たっては、募集時に賃金を提示し、応募者に確認の上、雇用されていると認識しています。

しかし指導員の待遇に関して、社会情勢の変化や働く人の働きやすい環境を整備する観点からも不断の見直しが必要と考えます。

質問4. 現在の指定先（社会福祉協議会）への指定期間は平成30年度で終了します。来年度中には新たな指定先の公募が行われると思いますが、民間企業への指定の可能性についてどうお考えでしょうか？

民間企業においても、質の高い保育を実現している学童保育は存在しますが、専門会社を立ち上げ、ノウハウを蓄積した一部の企業に限られ、保育料は公設学童保育の比ではありません。現状と同程度の予算(今年度委託費は3億6800万円)で民間への指定が行われれば、指導員の継続雇用は保証されず、利益確保のために今よりも指導員の配置数もしくは給与が削減されるのではないかと、我々は懸念しています。先ごろの学校給食の二の舞になる事も懸念されます。

<回答>

石川良三候補

◆放課後児童クラブの保育時間延長を予定していることもありますことから、しっかり市としての要求水準を定め、放課後児童クラブの運営方針や体制、これまでの実績などを確認し、より充実した放課後児童クラブの運営、環境誠意に向けて、事業者を選定して参ります。

いわや一弘候補

現状の放課後児童クラブの管理、運営について、指定管理者制度の目的である多様化する住民ニーズに対してより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るということに合致していると考えます。

指定管理者になろうとする民間事業者を含む団体を幅広く公募し、民間事業者などが保有する経営ノウハウなどを活用する事が可能になり、サービスの向上ならびに経費の節減が図られるような管理を実施されるものを選択することが可能となります。

これに関して年2回のモニタリングにおいては、保護者の方々からの満足度は約8割と高い評価を得ており導入効果は高いと考えます。

「公共」とは行政だけが担っているものではなく、民間のさまざまな主体と一緒に作り上げているものであります。ですので、公共サービスは直営でやるべきなのか、民間企業がやるべきなのか、はたまたNPOやコミュニティー団体が担うべきなのかということを十分検討して、質の高い実施者に任せるのが行政の仕事であると考えます。

質問は以上です。

添付資料 7) 保育課、社協との懇談 議事録

保育課、社協との懇談

2017年9月4日 16:00～17:30

保育課：臼倉主幹、宗像主査

社協：隅田局長、野村主幹

連絡会：土井

	保育課・社協	土井
<p>掲示物の不許可について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの広報などは問題無く掲示できる。 ・団体のお知らせも、特殊な勧誘などの問題が無ければOK。 ・署名のお願いについては、任意の活動を推奨する事になってしまうので、NG。 ・あいまいな事、父母の不安をあおる内容はダメ。 ・「指導員の配置に問題がある」との記述はあたらない。社協で適切に対処している。 ・「都合の悪い事」とは言っていない。父母に不安を与える内容をなぜ市が伝える必要があるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・署名のお願いについてはまあ理解できるが・・・ ・あいまいな事は書いていない。「可能性がある」とは事実。 ・「不安をあおる」には当たらない。現状の問題を指摘しているだけで、知れば当然不安になる事。実際、連絡会の会議に出席した方が話を聞いて「何とかならないか」と述べているし、それを記事で伝えている。出席していない全ての父母に伝える事がダメというなら、「市に都合の悪い事は伝えない」と捉えられるのでは？
<p>学童祭りの会場確保の件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大沼運動公園はスポーツ施設なので、スポーツ振興課が基準に従って判断する。 ・相談には乗っている。会場使用については規定があるのでできない。 ・指摘があったわけではなく、課としてきちんとしようという事になった。急に変わる事に配慮して、きちんと昨年から通知し、今年の 	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜスポーツ団体は優先的に取れるのに、学童行事はダメなのか。 ・では学童保育関係の利用者は誰を頼れば良いのか？それが保育課では？先日、市民参加推進課に相談に行ったところ、自治会の行事や俳句大会など、文化団体、市民活動団体で他に担当課が無い団体についてサポートを行っているとの事、放課後児童クラブ関係は保育課が管轄なので、「保育課から依頼でもない限りこちらで動くことは出来ない」と言われた。やはり保育課しか頼るすべは無いのに、なぜ助けてくれないのか。 ・今までやってくれた事を今急に「できない」という事になった背景は？市全体として、あるいは他部署から指摘があったのか？

	会場は取っている。	
指導員の配置の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士なども不足しており、なかなか採用が追いつかない現実はあるが、保育課、社協で協議して解決に向けて対策を講じている。現在は全クラブに配置できている。 ・現場の状況は随時確認して把握しており、適切に対処している。一時待ってもらった時期もあったかもしれないが、最終的にきちんと対応した。 ・訴えを聞いて、武里には優先して3人目を配置した。 ・行政なので、あくまでも条例が優先なのは仕方がない。 ・附則に記述があるので問題は無い。手が足りないところにはパートの加配なども対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度もそうだが、毎年欠員のクラブが出ていて慢性的な問題になっている。根本的に改善する必要。 ・現場の状況をきちんと把握しているのか？ 年度当初、武里や豊野、上沖などで混乱と言ってもいい状況があったと聞いている。 ・70人のクラブに2人しか配置しない一方で、条例を優先し、20人のクラブに2人を配置していたのでは？ ・豊野、上沖は訴えがあったが依然として2人しか配置していない。このアンバランスはおかしくないか？ ・条例を言うなら、規模は「40名が望ましい」と条例にあるが、附則に期限の無い猶予が記されているために現実には改善されていない。やらないなら条例に記す意味が無い。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体でないのに、あしすとの会議室利用するのはNG。 ・公民館を使ってください。 ・指導員の負担も大きくなっており、研修も減らす事も検討したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ父母会は福祉団体ではないのか？ それなら、社協が部屋を借りて貸せないのか？ ・春日部の指導員研修に対するサポートは草加などと比較して非常に低レベル。 ・負担低減というなら、配置体制をもっと充実させるべき。

※本議事録は連絡会事務局土井が作成したものです。9月8日にメールにて社協隅田主幹に対し内容確認の依頼をしたものの、返信が無く、そのまま掲載するものです。

添付資料 8) 規約

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 規約

第1章 総則

第1条 名称

この会は、春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会という。(以下「本会」という。)

第2条 目的

本会は、放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくことを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子どもたちの豊かな放課後生活を実現するため、安定的かつ継続的な保育環境を実現する。
2. 保育内容の充実及び向上を図るため、会員相互の交流を図る。
3. 他地域の学童保育情報を会員で共有する。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条 構成

本会は、以下で構成される。

1. 会員 春日部市内の放課後児童クラブ父母会。
2. 賛助会員 上記以外で、目的に賛同する個人。

第2章 機関

第5条 機関

本会に、次の機関を置く。

1. 総会
2. 代表者会議
3. 事務局

第6条 総会

総会は、本会の最高決議機関であり、会員および賛助会員で構成し、原則として年1回開催する。ただし、代表者会議が必要と認めたときは、すみやかに臨時総会を開催しなければならない。尚、賛助会員は総会への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第7条 代表者会議

代表者会議は、会員および賛助会員で構成する。代表者会議は、総会に次ぐ決議機関であるとともに、本会の執行機関であり、必要に応じて年間数回開催する。尚、賛助会員は代表者会議への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第8条 決議

総会および代表者会議の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第9条 事務局

事務局は、会員メンバーおよび賛助会員により構成し、本会の目的を達成するために、企画、立案、情報収集、連絡、会計等の事務処理を行う。

第3章 役員

第10条 役員

本会に、次の役員を置く。

1. 代表 1人
2. 事務局長 1人

第11条 役員の任務

1. 代表は、本会を代表し、会の円滑な運営を進める。
2. 事務局長は、事務局を統括し、会の活動を推進するための実務を行う。

第12条 役員の選出方法

本会の役員は、代表者会議で推薦し、総会の承認を受ける。

第13条 役員の任期

役員の任期は、総会から翌年の総会までの1年とし、再任を妨げない。

第14条 役員の補充

役員に欠員が生じたときには代表者会議の承認を得て補充できる。但しその任期は前任者の在任期間とする。

第5章 会計

第16条 運営経費

本会の運営経費は、協賛金その他の収入をもって充てる。

第17条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第18条 会計監査

会計監査は、事務局員以外から選出し総会の承認を受ける。会計監査は、本会の経理状況を監査し、代表者会議・総会に報告する。

第6章 付則

第19条 規約の改正

この規約は、総会の決議により改正することができる。

第20条 細則

この規約の実施に必要な細則は、別に定める。

第21条 発効

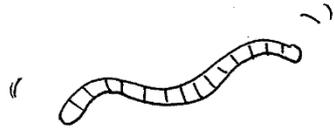
この規約は、2008年2月24日から発効する。

改正履歴

2011年5月15日 一部改正

2015年5月17日 一部改正

あたたかくナリ もうすぐお花見
シーズンです。
ミミズも出てきました。



あか? ミミズと遊んでい子と



1	2
3	4

重かたよく
ナリた

ミミズの
意識か
ナリた



ミミズには
さいばんした

えっ

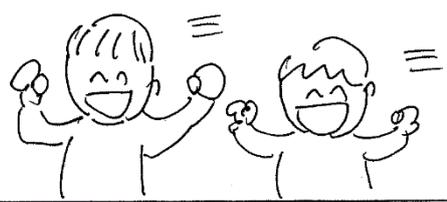
ミミズ
意識不明



わー



勝ったー



1	2
3	4

たれと競争
(子)?

おれも
勝ったー

おれ



外の車だよ、
信号をとりとぬかせよ

